

研究課題 「自治体における入院中の精神障害者の虐待発生状況および措置の実態と課題:法定調査データに基づく二次分析」について

このたび、国立精神・神経医療研究センターでは、精神保健福祉法第 6 節 虐待の防止措置(法第 40 条の2から8)における各自治体における法定調査の年次データを、下記の研究のために使用いたしますので情報公開します。この研究で既存調査の情報を使用することにより、精神科医療を利用されている方や業務従事者の方に新たな負担や制限が加わることは一切ございません。

ご不明なことなどがありましたら、問い合わせ窓口までご連絡ください。なお、研究者の知的財産の保護などの理由により、ご回答ができない場合がありますので、予めご了承ください。

I. 情報の提供を受ける研究課題名と研究責任者

研究課題名:自治体における入院中の精神障害者の虐待発生状況および措置の実態と課題:
法定調査データに基づく二次分析

研究期間:研究実施許可受領後~2028 年 3 月 31 日

研究責任者:国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 小池純子

2. 情報の提供のみを行う者の機関名・所属・氏名

機関名: 厚生労働省

所属・氏名: 社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課

3. 利用する情報等と取得方法について

本研究では、各自治体(都道府県、指定都市)で調査された下記項目の情報を一元的に集約したデータセットの提供を受け、二次的に用います。データセットの授受は、令和 6~8 年度の年次データを対象とし、研究期間内に 3 回行われます。

(1) 「業務従事者による障害者虐待の状況」(法第 40 条の 7)

- 1) 業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報件数(件)
- 2) 業務従事者による障害者虐待を受けた精神障害者による都道府県等への届出件数(件)
- 3) 虐待の事実を認定した件数(件)
- 4) 認定した虐待の事実に係る被虐待者数(人)
- 5) 認定した虐待の種別・類型(身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放棄・放置、経済的虐待)ごとの件数(件)

(2) 「業務従事者による障害者虐待があつた場合に採つた措置業務従事者による障害者虐待があつた場合に採つた措置」(法第 40 条の 7)

- 1) 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数(件)

- 2) 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数を命じた件数(件)
- 3) 職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数(件)
- 4) 職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数(件)
- 5) 指定医により、入院患者の診察入院患者の診察を行った件数(件)
- 6) 改善計画の提出を求めた件数(件)
- 7) 提出された改善計画の変更を命じた件数(件)
- 8) 必要な措置を採ることを命じた件数(件)及びその内容
- 9) 8) の命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数(件)
- 10) 入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数(件)

(3) 「虐待を行った業務従事者の職種」(規則第 22 条の 2 の 2)

- (1) 4) の認定した虐待の事実に係る被虐待者に虐待を行った業務従事者の主たる職種(医師、看護師、准看護師、看護助手、保健師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、公認心理師、医療事務、その他業務従事者、不明)ごとの人数(人)

4. 情報の利用目的及び利用方法

情報の利用は下記 2 点を目的に行われます。

- ・各自治体(都道府県、指定都市)における虐待発生状況および措置の実態把握を行うこと
- ・公開されている精神科医療データとの関連を分析し、精神科医療の特性からみた虐待防止における課題を検討すること

情報の利用方法は、統計ソフトを用いて分析します。提供を受ける情報には個人情報は含まれませんが、情報の授受の際には、研究計画に従い、安全管理措置を講じたうえで取り扱います。

5. 利用又は提供を開始する予定日

研究開始日を予定しています。

6. 問い合わせ窓口

この研究課題の詳細についてお知りになりたい方は、下記問い合わせ担当者までお問い合わせください。

機関名：国立精神・神経医療研究センター

所属：精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 氏名：小池純子

電話番号：042-341-2712 (内線 6283)

e-mail:koike※ncnp.go.jp ('※'を'@'に変更ください)